

冊別如

「
様式第十号を様式第十二号とし、様式第九号を様式第十一号とし、様式第八号の次に次の二様式を加える。

浄化槽の検査に関する通知書

年 月 日

様

登録番号 埼玉県知事 第 号
住 所
氏 名
（法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名）
浄化槽管理士 ⑩
電話番号

年 月 日にあなたの下記1の浄化槽の保守点検を環境省関係浄化槽法施行規則第2条保守点検の技術上の基準に基づき実施した結果を踏まえ、埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例第10条第3項の規定により下記2に記載のことを通知します。

なお、浄化槽の検査については、備考に記載のとおりです。

記

1 浄化槽の設置場所	
2 お知らせすること	浄化槽法第 条第1項に規定する水質に関する検査が行われていないこと。

備考

浄化槽管理者（浄化槽を所有等する者）は、浄化槽法の規定により、1の検査を受け、その後、2の検査を受けなければならないとされています。

- 1 浄化槽設置後の検査（法第7条第1項）
使用開始後3か月を経過した日から5か月間に1回
- 2 1の検査を受検した後の検査（法第11条第1項）
1の法定検査を受検した後、毎年1回

浄化槽の清掃に関する通知書

年 月 日

様

登録番号 埼玉県知事 第 号
住 所
氏 名
（法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名）
浄化槽管理士 ⑩
電話番号

年 月 日にあなたの下記1の浄化槽の保守点検を環境省関係浄化槽法施行規則第2条保守点検の技術上の基準に基づき実施した結果を踏まえ、埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例第10条第3項の規定により下記2に記載のことを通知します。

なお、浄化槽の清掃については、備考に記載のとおりです。

記

1 浄化槽の設置場所	
2 お知らせすること	浄化槽の清掃が必要であること。 (理由) <input type="checkbox"/> 浄化槽法第10条第1項に規定する清掃が行われていないため。 <input type="checkbox"/> その他当該浄化槽の清掃を必要とする理由があるため。

備考

浄化槽管理者（浄化槽を所有等する者）は、浄化槽法の規定により、毎年1回（全ばつ気方式の浄化槽にあつては、おおむね6か月ごとに1回以上）、浄化槽の清掃をしなければならないとされています（法第10条第1項）。

附 則

- 1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。